

桜花苑日常生活支援総合事業 訪問型サービス
重要事項説明書

当事業所は介護保険の
基準該当居宅サービスの指定を受けています。
(片品村登録 第1082700012号)

当事業所はご契約者に対して訪問型サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り
説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援認定の結果「要支援」と認定された方が対象
となります。要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	8
7. 苦情の受付について	11

1. 事業者

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 尾瀬長寿会 |
| (2) 法人所在地 | 群馬県利根郡片品村大字摺淵340番地 |
| (3) 電話番号 | 0278-58-4010 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 星 野 恵 美 子 |
| (5) 設立年月 | 平成8年8月5日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 訪問型サービス事業所
平成23年4月1日指定 片品村1082700012 |
| (2) 事業の目的 | 訪問型サービス |
| (3) 事業所の名称 | 桜花苑ヘルパーステーション 平成23年4月1日指定
片品村1082700012 |
| (4) 事業所の所在地 | 群馬県利根郡片品村大字摺淵340番地 |

- (5) 電話番号 0278-58-4010
- (6) 事業所長 (管理者) 星野恵美子
- (7) 当事業所運営方針

1. 訪問型サービス事業所として利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行い、自立の可能性を最大限引き出す支援をし、生活の質の向上に資するサービス提供に努めることとする。

- (8) 開設年月 平成13年4月1日

(9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

訪問介護 平成23年4月1日指定 基準該当訪問介護の指定を受けています。

片品村登録 第1082700012号

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 片品村内

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日、及び祝日とする。 年末年始は相談に応じます。
受付時間	月曜日～日曜日、及び祝日とする。 午前8:30分～午後5:30分
サービス提供時間帯	月曜日～日曜日、及び祝日とする。 午前8:30分～午後5:30分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して訪問型サービス及び基準該当訪問介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長(管理者)	1			1名	
2. サービス提供責任者	1			1名	
3. 訪問介護員	1	4		2.5名	
(1) 介護福祉士	1	1			
(2) 訪問介護養成研修1級 (ヘルパー1級)課程修了者					
(3) 訪問介護養成研修2級 (ヘルパー2級)課程修了者		3			
(4) 訪問介護養成研修3級 (ヘルパー3級)課程修了者					

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の訪問介護員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- （１）利用料金が介護保険から給付される場合
- （２）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要と利用料金〉

○身体介護

入浴・排泄・食事等の介護を行います。

○生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の支援を行います。

○通院等の乗車又は降車の介助

病院への送迎の介助を行います。

※上記サービスは、例えばご契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することが出来るような方法によって行います。

☆ サービスの実施頻度は、介護予防サービス計画（ケアプラン）において、以下の支給区分が位置づけられ、1週間あたりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、第1号訪問介護計画において具体的な実施日、1回あたりの時間数や実施内容等を定めます。

支給区分	1週間あたりのサービス提供回数
I	おおむね1回
II	おおむね2回
III	（II）を超える利用が必要な場合

☆ ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日、時間等は、介護予防サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた第1号訪問介護計画に定められます。ただし、契約者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

☆ ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、第 1 号訪問介護計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、支給区分の変更、介護予防サービス計画の変更又は要支援認定の変更、要介護認定の申請の援助等必要な支援を行います。

① 身体介護

○入浴介助

…入浴の介助又は入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

○排せつ介助

…排せつの介助、おむつの交換を行います。

○食事介助

…食事の介助を行います。

○体位変換

…体位の変換を行います。

○通院介助

…通院の介助を行います。

② 生活援助

☆ 訪問型サービスは、自立支援の観点から、利用者ができる限り自ら家事等を行うことができるように支援することを目的としています。

☆ そのため、下記のサービスは、例えばご契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

○調理

…利用者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

○洗濯

…利用者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

○掃除

…利用者の居室の掃除を行います。（ご利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

○買い物

…利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

- ・原則として現金はお預かり致しません「本人同行での買い物になります」
但しどうしてもやむを得ない事情がある場合にはこの限りではありません。

〈サービス利用料金〉（契約書第8条参照）

利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。介護予防サービス計画において位置づけられた支給区分によって次のとおりとなります。

☆ 契約者の体調不良や状態の改善等により介護予防訪問介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は介護予防訪問介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

支給区分	I おおむね週1回	II おおむね週2回	III (II)を超える利用が必要な場合
1.利用料金	11,720円	23,420円	37,150円
2.うち介護保険から給付される額	10,548円	21,078円	33,435円
3.サービス利用料にかかる自己負担額 (1－2)	1,172円	2,342円	3,715円

☆ 月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

- 一 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
- 二 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
- 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

☆ 月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

☆ 別に厚生大臣が定める地域に所在する訪問型サービス事業所から訪問介護員等が利用者の居宅に赴き訪問型サービスを行った場合は、特別地域訪問介護加算として、介護報酬の15%を加算する。

☆ 初回加算 200単位

訪問型サービス事業所において、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に訪問型サービスを行った場合又は当該訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

☆ 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆ 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、第1号訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的な必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆介護職員等処遇改善加算Ⅰ

算定した所定単位数に24.5%を加算する。

☆ 平常の時間帯（午前8時30分～午後5時30分）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・ 夜間（午後6時～午後10時まで）：25%
- ・ 早朝（午前6時～午前8時30分まで）：25%
- ・ 深夜（午後10時～午前6時まで）：50%

☆ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金を頂きます。

＊ 2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・ 体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・ 暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画（ケアプラン）が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条、第８条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 介護保険給付の支給限度額を超える介護予防訪問介護相当サービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。（別表１参照）

②複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧出来ますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

１枚につき １０円

③緊急時対応の場合

緊急やむを得ない事情等での救急車への同乗（付き添い）、入院時の病院での付き添い等は、関わった時間から退去するまでのサービス時間、全額がご契約者の負担となります。

④院内介助にかかるサービスの利用

病院内での院内介助（付き添い）を希望されサービスを利用される場合は、３０分５００円、３０分増す毎に５００円をいただきます。

（３）交通費（契約書第８条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

福祉有償輸送利用料金

※ キロあたり１４０円とする。（端数は切り上げとする）

利用会員宅から目的地、目的地から利用会員宅までの走行距離により算出。

社会福祉法人尾瀬長寿会福祉有償輸送料金

走行距離	料金（１４０円／km）	備 考
２km	２８０円	運送は小型車で実施
３km	４２０円	障害者手帳所有者も同額とする
５km	７００円	
１０km	１，４００円	
２０km	２，８００円	

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２ヶ月前までにご説明します。

（４）利用料金のお支払い方法（契約書第 8 条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、１ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払下さい。

ア．下記指定口座への振り込み

群馬銀行 尾瀬支店 普通預金 0203304

イ．金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用出来る金融機関：群馬銀行

ゆうちょ銀行

利根郡信用金庫

JA 利根沼田（片品支店口座のみ）

（５）利用の中止、変更、追加（契約書第 9 条参照）

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供責任者

サービス提供責任者は利用者からのサービス利用申し込みに関する調整や第 1 号訪問介護計画の作成などはじめ、次のような業務を担当します。利用にあたって疑問点やご心配な点があったりサービス内容を変更したい時には、サービス提供責任者にお気軽にお尋ねください。訪問介護員に直接お話しくださってもかまいません。

〈サービス提供責任者の業務〉

- ①サービスの利用の申し込みに関する調整
- ②利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- ③介護予防支援事業者等との連携（サービス担当者会議への出席など）
- ④訪問介護員への援助目標、援助内容に関する指示
- ⑤訪問介護員の業務の実施状況の把握
- ⑥訪問介護員の業務管理
- ⑦訪問介護員の研修、技術指導
- ⑧その他サービスの内容の管理に関する必要な業務

（２）サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

（３）訪問介護員の交替（契約書第６条参照）

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

（４）サービス実施時の留意事項（契約書第７条参照）

①定められた業務以外の禁止

契約者は「５．当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問型サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

（５）訪問介護員の禁止行為（契約書第１４条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- ③ご契約者の家族等に対するサービスの提供
- ④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(6) 事故発生時の対応

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議を行います。賠償すべき事故が発生した場合には、賠償を速やかに行います。ただし、事業者及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

(7) 緊急時等における対応方法

訪問介護員等は、サービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告を行います。

(8) 虐待防止に関する事項

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施。
- 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- その他虐待防止のために必要な措置。

事業所は、訪問介護の提供中に当該事業所従業員又は家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報することとします。

(9) 第三者評価の実施

第三者評価の実施はありません。

7. 苦情の受付について(契約書第23条参照)

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

[住 所] 群馬県利根郡片品村大字摺淵 3 4 0 番地

[事業所名] 桜花苑ヘルパーステーション

[電話番号] 0 2 7 8 - 5 8 - 4 0 1 0

[担 当 者] 高橋 恵美

[職 名] サービス提供責任者

○受付時間 毎週月曜日～日曜日
8 時 3 0 分～1 7 時 3 0 分

(2) (行政機関その他苦情受付機関)

片品村・役場 保健福祉課	所在地：群馬県利根郡片品村大字鎌田 3 9 6 7 番地 3 電話番号：0 2 7 8 - 5 8 - 2 1 1 1 F A X：0 2 7 8 - 5 8 - 2 1 1 0 受付時間：8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分
国民健康保険団体連合会	所在地：群馬県前橋市元総社町 3 5 5 番地の 8 電話番号：0 2 7 - 2 9 0 - 1 3 7 6 F A X：0 2 7 - 2 5 5 - 5 0 7 7 受付時間
群馬県社会福祉協議会	所在地：群馬県前橋市新前橋町 1 3 - 1 2 電話番号：0 2 7 - 2 5 5 - 6 0 3 3 F A X：0 2 7 - 2 5 5 - 6 1 7 3

令和 年 月 日

訪問型サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

○事業者

[所在地] 群馬県利根郡片品村大字摺渕340番地

[事業者名] 桜花苑ヘルパーステーション

[説明者職名]

[氏名] 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問型サービスの提供開始に同意し、交付を受けました。

○利用者 [住所]

[氏名] 印

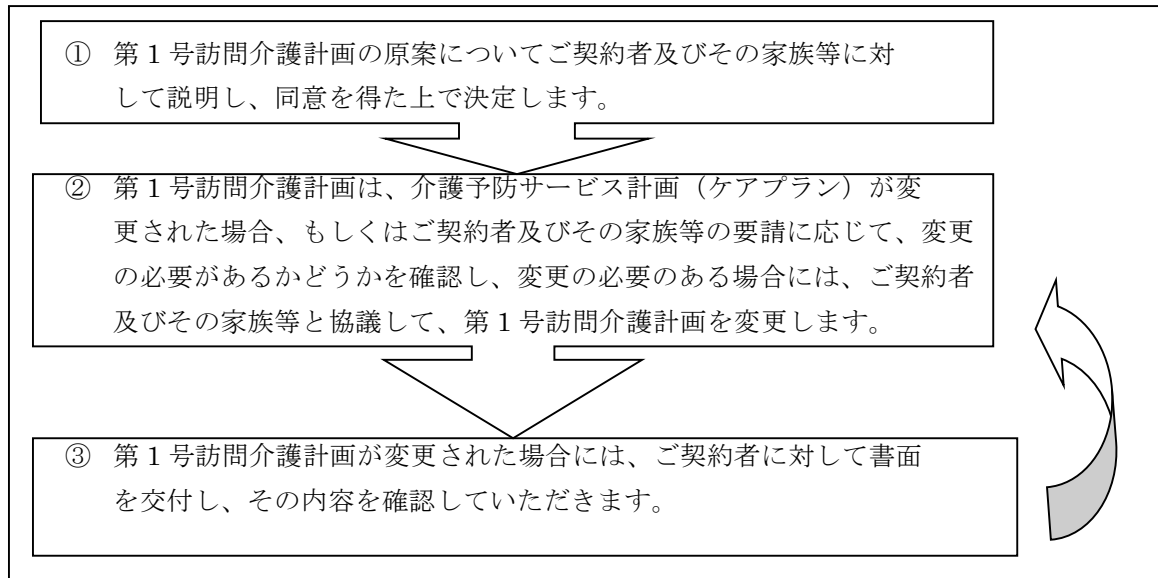
○代理人 [住所]

[氏名] 印

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護予防サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「第1号訪問介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



- (2) ご契約者に係る「介護予防サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

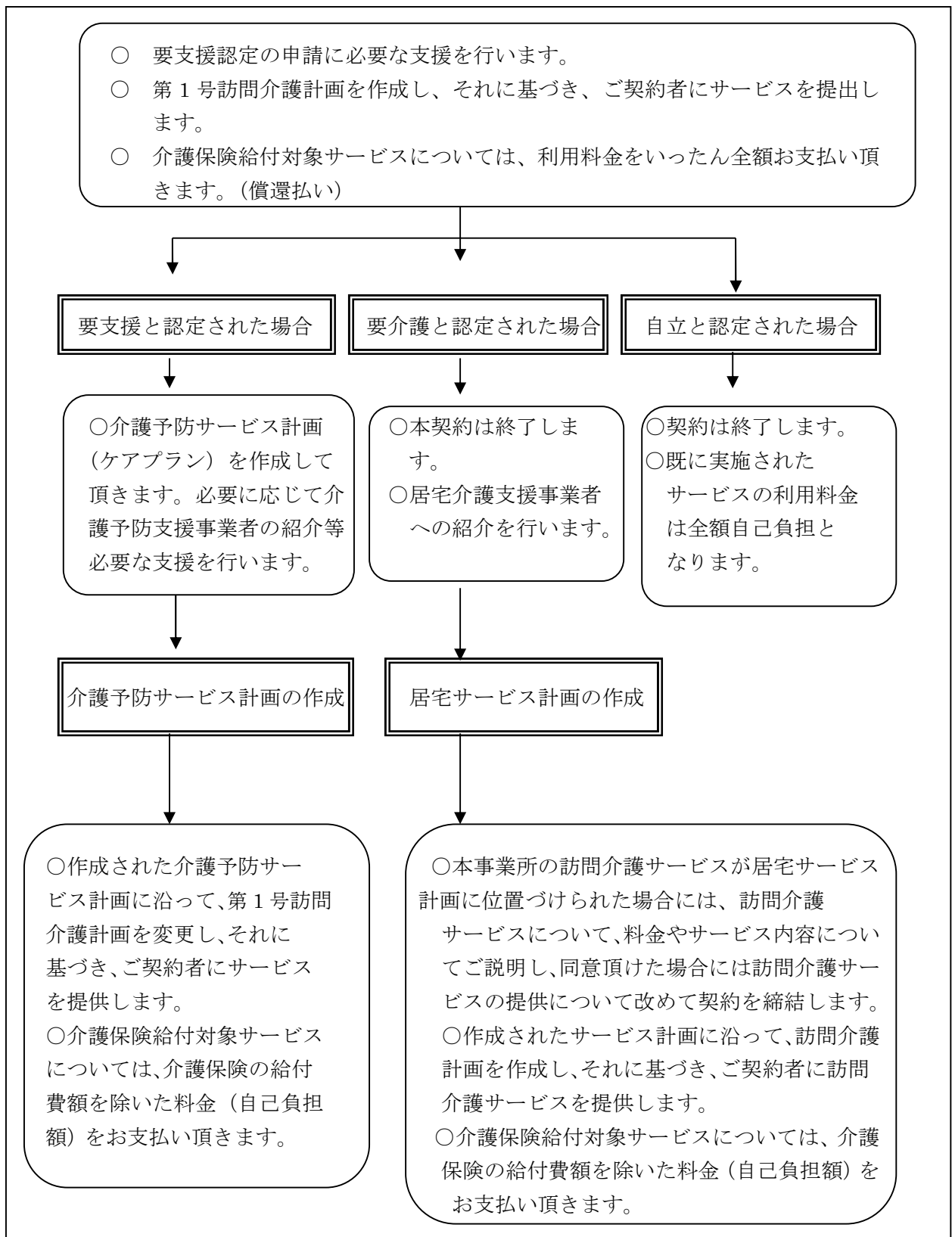
① 要支援認定を受けている場合

- 介護予防支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 第1号訪問介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成

- 作成された介護予防サービス計画に沿って、第1号訪問介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供いたします。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払い頂きます。

② 要支援認定を受けていない場合



2. サービス提供における事業者の義務（契約書第12条、第13条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③ サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともにご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ サービス実施時に、ご契約者病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 - ・ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
 - ・サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護予防介護事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします

3. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第18条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要支援認定又は要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要介護と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第１９条、第２０条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の７日前又は一週間前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意出来ない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者に係る介護予防サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第２１条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させて頂くことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが３ヶ月以上（※最低３ヶ月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第１８条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

同意書

私、()と社会福祉法人 尾瀬長寿会との介護保険法に基づく契約書第13条秘密保持に関し、貴法人がサービス担当者会議等において、私たちの個人情報を、契約期間中に用いることに同意します。

令和 年 月 日

サービス利用者

住 所

氏 名

(代 理 人)

住 所

氏 名

本人との関係

社会福祉法人 尾瀬長寿会
桜花苑ヘルパーステーション